

平成 20 年 11 月 27 日

社会保障審議会介護給付費分科会
分科会長 大森彌殿

社会保障審議会介護給付費分科会
委員 田中 雅子
(社団法人日本介護福祉士会名誉会長)

平成 21 年度介護報酬見直しにあたっての要望

平素より社団法人日本介護福祉士会へ深いご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

私たち介護福祉士は、介護現場で様々な立場から利用者に最も近い専門職として介護保険制度のより良い発展のために尽力してきました。

これまで、日本介護福祉士会は社会保障審議会介護給付費分科会において、常々介護報酬の見直しが単に収支の観点からのみ議論されることに対し、介護サービスの質の維持と向上の観点にたった見直しが必要であることを提起してきました。

これからの中介護報酬のあり方について、介護を実践し介護業務に熟知している介護福祉士として、サービスの質を保証し、利用者本位のサービスを提供するという観点に立って以下の提案を行います。

記

1 基本的な考え方

- 介護保険法第2条4項に規定されているように、被保険者が要介護状態になった場合においても真に在宅での生活が継続できるよう、また、居宅や施設においての日常生活の場面において、人間の尊厳が守られるような介護が実現するよう必要な介護報酬の見直しを行うべきである。(注1)
- 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部改正法に附帯決議されているよう介護福祉士の社会的評価に見合う待遇の確保を図るため、介護報酬の見直しなど介護保険事業の充実等に努めるべきである。(注2)
- 平成19年に告示された「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」第3 人材確保の方策 ① 労働環境の整備の推進等 (1) 労働環境の改善 ② 介護報酬等の設定 に示されているように、人材確保のために適切な介護報酬の設定をすること、並びにキャリアと能力に見合う給与体系の構築の観点から、介護福祉士や社会福祉士等の専門性の高い人材を配置した場合の介護報酬等による評価の在り方について検討を行うことが必要である。(注3)

(注1) 介護保険法第2条第4項「第1項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない」

(注2) 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部改正法の附帯決議

(参議院) 第二項 「介護労働の魅力を高めるため雇用管理や労働条件の改善の促進、生涯を通じた能力開発及びキャリアアップの支援、潜在マンパワーの就業促進等の実効性ある介護労働力確保対策を総合的に推進すること。」

(衆議院) 第三項 「福祉介護労働の魅力を高めるため、『社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針』に基づく施策として、介護福祉士の雇用管理や労働条件の改善の促進、生涯を通じた能力開発及びキャリアアップの支援、潜在マンパワーの就業促進等の実効性ある福祉・介護労働力確保対策を総合的に推進すること」

(注3) 社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針、第3 人材確保の方策

1 労働環境の整備の推進等 (1) 労働環境の改善 (2) 介護報酬等の設定

「ア 給与、物価等の経済動向や地域間の給与の格差等を勘案しつつ、従事者の給与等の水準や事業収入の従事者の給与等への分配状況を含め、経営実態や従事者の労働実態を把握すること等を通じて、国民の負担している保険料等の水準にも留意しながら、適切な水準の介護報酬等を設定すること。
イ キャリアと能力に見合う給与体系の構築等の観点から、介護福祉士や社会福祉士等の専門性の高い人材を配置した場合の介護報酬等による評価の在り方について検討を行うこと。」

2. 見直し要望の具体的な内容

(1) 介護職員の質の確保・定着等からの観点による見直し

- 介護保険制度を持続可能にするためには、介護分野で働く者が、安心して、意欲と誇り、やりがいを持って働くことができるよう、賃金の向上やキャリアアップの仕組みを導入するなどによって介護労働の環境を改善して、介護という仕事が名実とも高齢化を支える働き甲斐のある職業にすることが必要であり、介護労働がディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）となるよう、適切な介護報酬額が確保されるべきである。
- 介護現場における就労実態の大きな変化のなかで現場において質を支えるとともに、基幹的業務や介護従事者の日常的な指導に当たることができる人材を配置するために、介護福祉士が一定数、施設および在宅サービスの分野で配置されることが必要である。
- このように介護の現場は質の高い介護の提供が求められることから、介護福祉士（有資格者）を配置している場合は、有資格者の割合に応じて介護報酬上評価するなどサービスの質の向上の観点から給付水準を見直すことが必要である。

(2) 介護報酬改定に際しての留意事項

- 基本的な考え方で示してあるように介護報酬改定にあたっては、いかにして安定的に人材を確保し、専門職として待遇を行い、その能力を高めていくかという観点を考慮して検討することが必要であり、キャリア、能力、資格に見合う加算等を含む賃金制度の構築など介護従事者個人の努力が評価される仕組みを構築すべきである。
- 平成21年度の介護報酬改定では介護労働者の待遇を改善するためにも一定の措置を講じることが必要であると考える。その際には介護報酬の改定が単に事業者を潤すということだけにならないようになることが重要である。報酬の改定が確実に介護労働者の待遇の向上につながるような仕組みの検討と、報酬の改定が介護労働者の待遇の向上にどの程度つながったかということを検証する仕組みを検討すべきである。
- 介護報酬の一定割合を人件費と設定し、その分は確実に介護従事者に賃金として支払われることを義務付けることも検討すべきであり、人件費比率については情報の公表で義務付けすべきである。
- 多様な働き方を促進させるためには、常勤職員の待遇改善と合わせて、非常勤職員の待遇改善も視野に入れた見直しをすべきである。
　　なお、認知症介護実践者研修修了者、ユニットリーダー研修修了者はファーストステップ研修の一部を終了したと見なすものとし、多くの者がリーダーとしての研修を受ける機会を設け、キャリアアップの仕組みに応じた研修体系を講じることが必要である。
- 教育的機能を持たせた介護事業所、施設にあっては介護報酬上評価すべきである。

(3) 基準介護の創設

- 介護労働を魅力あるものにするために、また、適切な介護サービスの提供という観点や介護労働のより安全かつゆとりあるサービスということでは現行の人員配置基準の見直しが必要であるが、その際、グループホームや小規模多機能、特定施設等の居宅系サービスを含めて新たにサービス利用者に対する介護福祉士等の配置を定めた基準介護の仕組みを導入すべきである。
- なお、重度化に対応する等加算が必要な場合については、基準介護の類型化によって対応し介護報酬上、適切に評価すべきである。

(4) 在宅介護報酬の見直し

- 訪問介護事業所におけるサービス提供責任者は、訪問介護計画の作成、サービス予定表の作成、業務管理、訪問介護員への指導など業務量は非常に多いにも関わらず、介護報酬でも評価されていない。このような業務の実態を把握し、サービス提供責任者の業務を介護報酬で評価すべきである。
- 在宅での生活が困難である理由は、在宅サービスの利用の不便さにある。利用者にとってより使いやすい介護サービスであってこそ、在宅化が促進される。利用者の生活を支える上で、身体介護と生活援助は一体的に行われ、サービスはあくまで一連のものである。パッケージとしてサービスを提供することでサービス内容を利用者にわかりやすく説明でき、かつ利用しやすい在宅サービスとなる。訪問介護における身体介護、生活援助のサービスは一体的に行われる必要があり、利用者が使いやすくするために訪問介護の類型は一本化すべきである。

(5) その他

- 地域において重度の在宅サービス利用者が増加傾向にある。在宅での生活を可能とするためにはいわゆる医療行為の範囲をある程度介護福祉士等に行わせることが必要となる。「介護福祉士」に一定の研修等を課した上で、事業所の判断で一定の軽微な医療行為が行えるよう対策を講ずるべきである。
- 居宅における訪問介護の要である「サービス提供責任者」においては、国家資格取得後、3年以上の訪問介護実務経験を有した者に限定すべきである。
- 居宅サービス事業管理者や施設サービス事業管理者は、一定の資質を有するものに限定することが必要である。医療・保健・福祉・介護分野の国家資格取得者を最低条件とするとともに効率的、効果的なサービスの提供をはかるためのマネジメント等について一定の研修ないし資格を取得したもののがその職につくべきである。

「介護福祉士ファーストステップ研修」

認定等研修機関一覧 平成19年度～平成20年度

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

介護職員のキャリア開発支援システム普及促進モデル事業
／事業推進・評価委員会
(平成20年度 厚生労働省 老人保健健康増進等事業)
平成20年11月18日現在

平成18～19年度 認定機関一覧

研修機関（団体・学校）名	実施した領域	開催地	定員（実数）	研修開催期間
(社) 日本介護福祉士会（東京都支部）	全ての領域	東京都	40名（11）	平成19年9月24日～平成20年3月22日
(社) 日本介護福祉士会（静岡県支部） ☆	全ての領域	静岡県	40名（26）	平成19年9月23日～平成20年3月18日
(社) 日本介護福祉士会（新潟県支部）	全ての領域	新潟県	40名（40）	平成19年10月21日～平成20年8月24日
(社) 日本介護福祉士会（愛知県支部）	全ての領域	愛知県	40名（44）	平成19年11月11日～平成20年5月10日
(社) 日本介護福祉士会（長野県支部）	全ての領域	長野県	40名（30）	平成19年11月10日～平成20年6月27日
(社) 日本介護福祉士会（神奈川県支部）	ケア領域	神奈川	40名（32）	平成20年1月26日～3月22日
(社) 日本介護福祉士会（京都府支部）	全ての領域	京都府	30名（29）	平成20年2月9日～8月9日
(社) 日本介護福祉士会（近畿ブロック）※申請中	全ての領域	大阪府	40名（41）	平成20年3月15日～9月28日
(社) 日本介護福祉士会（福岡県支部）	全ての領域	福岡県	30名（15）	平成20年3月9日～12月14日
(福) 鹿児島県社会福祉協議会老人福祉施設協議会 ☆	全ての領域	鹿児島県	40名（36）	平成19年8月22日～12月18日
(有) プログレ総合研究所	全ての領域	埼玉県他	20名（2）	平成19年10月28日～平成20年3月22日
(医) 啓信会 ☆	全ての領域	京都府	30名	開講中止
(有) QOLサービス	全ての領域	広島県	20名	開講中止
(学) 広島YMCA健康福祉専門学校/広島県介護福祉士会	全ての領域	広島県	40名（28）	平成20年3月1日～9月27日
セキスイオアシス（株）オアシスセンター	連携領域	愛知県	10名（12）	平成20年5月9日～7月4日
(NPO) 介護人材キャリア開発機構 ☆	ケア領域	新潟県	28名（7）	平成20年2月19日～3月9日
大牟田市介護サービス事業者協議会	ケア領域	福岡県	28名（40）	平成19年12月19日～平成20年5月9日

表は平成19年度の開催状況。☆の研修機関は平成18年度にも認定・開催実績あり

平成20年度 実施機関一覧 (11月18日現在)

研修機関(団体・学校)名	実施する領域	開催地	定員	研修開催期間
(学) 名古屋文理短期大学	全ての領域	名古屋市	40名	平成20年7月12日～平成21年3月28日
(福) 山口県社会福祉協議会／山口県介護福祉士会	全ての領域	山口県	40名	平成20年7月15日～平成21年1月20日
(福) 鹿児島県社会福祉協議会老人福祉施設協議会	全ての領域	鹿児島県	50名	平成20年8月26日～平成20年12月2日
神奈川県高齢者福祉施設協議会	ケア領域	神奈川県	20名	平成20年9月12日～平成21年1月16日
(社) 日本介護福祉士会 (特定非営利活動法人東京都介護福祉士会)	全ての領域	東京都	20名	平成20年7月13日～平成21年3月1日
(社) 日本介護福祉士会 (社団法人大阪介護福祉士会)	全ての領域	大阪府	35名	平成20年7月19日～平成21年1月18日
(社) 日本介護福祉士会 (滋賀県介護福祉士会)	全ての領域	滋賀県	30名	平成20年7月26日～平成21年1月17日
(社) 日本介護福祉士会 (静岡県介護福祉士会)	全ての領域	静岡県	40名	平成20年8月9日～平成21年2月25日
(社) 日本介護福祉士会 (宮崎県介護福祉士会)	全ての領域	宮崎県	40名	平成20年8月30日～平成21年4月11日
(社) 日本介護福祉士会 (京都府介護福祉士会)	全ての領域	京都府	30名	平成20年9月6日～平成21年3月14日
(社) 日本介護福祉士会 (愛知県介護福祉士会)	全ての領域	愛知県	50名	平成20年9月7日～平成21年3月14日
(社) 日本介護福祉士会 (社団法人長野県介護福祉士会)	全ての領域	長野県	40名	平成20年9月13日～平成21年3月27日
(有) プログレ総合研究所	全ての領域	埼玉県他	80名	平成20年10月1日～平成21年3月31日
(NPO) 介護人材キャリア開発機構	全ての領域	青森県	20名	平成20年11月8日～平成21年3月15日
(社) 岡山県介護福祉士会／(福) 旭川荘 旭川荘研修センター 旭川荘厚生専門学院	全ての領域	岡山県	30名	平成20年11月15日～平成21年2月28日
近畿老人福祉施設協議会	ケア領域	大阪市	48名	平成20年11月22日～平成21年1月10日